

平成18年 7月28日

兵庫県知事 井戸 敏三 様

公共事業等審査会
会長 朝日 稔

公共事業等審査会の審査結果について

公共事業等審査会（以下「本審査会」という。）は、兵庫県知事から平成18年6月14日に審査依頼を受けた兵庫県の投資事業評価要綱第2条第1号の新規事業に係る審議案件17件及び同第2条第2号の継続事業に係る審議案件1件の合わせて18件について、投資事業評価システムに基づき慎重に審議を行った。

その結果、新規事業17件については「新規着手」することが妥当、継続事業のダム事業「八鹿生活貯水池」については「休止」することが妥当と判断した。

事業の実施にあたっては、下記に記載した本審査会の意見を十分に尊重し、特に、個別事業毎に付記した審査結果に留意のうえ効果的で効率的な公共事業の推進に努められたい。

記

今日、我が国では、急速な少子高齢化・人口減少に直面して、経済社会システムの各分野において持続可能性を確保するための取り組みが求められている。

また、市町合併が進展した新たな分権社会の枠組みの中で、広域的な地域づくりを担う事業、合併市町の地域経営を支援する事業を展開するなど、県には、県としての責務を的確に果たすことが求められている。

兵庫県の社会基盤整備の分野においても、平成18年3月に改訂された「ひょうご社会基盤整備基本方針」等のなかに、こうした時代の要請に対応した施策の方向性が描かれているところであり、県民生活の質的な向上に資する事業を、重点的、計画的に実施するよう配慮されたい。

なお、県民の参画と協働による地域づくりを推進するためには、正確な情報を共有することが重要であることに鑑み、広く県民に対し事業内容や事業の必要性、整備効果を分かりやすく示すとともに、事業実施後の成果についても、事後評価等において、その情報を分かりやすく示すよう努められたい。

以下、審議案件18事業に対する審査結果を述べる。

【新規事業】

1 用排水路整備事業

(1) 経営体育成基盤整備事業 八幡地区（加古川市）

八幡地区の用排水路は、ほ場整備事業で昭和 46～53 年度にかけて整備されたが老朽化し、水管理及び施設管理に多大な労力を要している。

本事業はその実施により、当該地域の農業生産の効率化や農事組合法人への農地の利用集積、住民生活の安全確保が図られるものであり、事業着手は妥当である。

なお、事業実施にあたっては、希少生物が生息していることから、専門家等に相談するなどして生態系の保全に努められたい。また、今後、経営体の発展とともに持続的な営農が可能となるよう、用排水施設の長寿命化に努められたい。

2 農村総合整備事業

(2) 農村振興支援総合対策事業 大河内地区（神崎郡神河町）

神河町は平成 17 年 11 月に旧神崎町と旧大河内町が合併して誕生した町であるが、旧大河内町域においては CATV 網が未整備であり、既に整備された旧神崎町域との不均衡が生じている。

この事業の実施により、合併した両町の住民間のコミュニティ構築、都市との交流促進、生活の利便性向上及び TV 電波難視聴区域の解消等を図るものであり、事業着手は妥当である。

なお、事業実施にあたっては、コンテンツの充実による利用促進、ランニングコスト節減について十分に検討されたい。

3 河川事業

(3) 洗戎川 地震・高潮対策事業（西宮市）

西宮市臨海部においては、高潮時に浸水被害の恐れがあるため、本河川を含む 3 河川で高潮対策事業が計画されている。中でも本河川では、潮位上昇に伴う河道への海水遡上を遮断する防潮水門の改築が必要となっており、高潮時の河川流水を海へ強制排水する排水機場の早急な整備が求められている。

本事業の実施により、高潮時の治水安全度を向上させ、地域住民の安全・安心を確保するものであり、事業着手は妥当である。

なお、事業実施にあたっては、水質の改善にも努められたい。また、西宮市臨海部全体の災害の防止を図るため、関係事業の推進に努められたい。

4 道路事業

(4) 道路改築事業 国道 179 号 太子道路（太子町～たつの市）

(5) 道路改築事業 国道 250 号 坂越道路（赤穂市）

(6) 道路改築事業 主要地方道香住村岡線（香美町）

(7) 道路改築事業 主要地方道小野藍本線・神戸加東線（小野市～加東市）

(8) 道路改築事業 一般県道藤井上石線（豊岡市）

これらの路線は、地域の幹線道路として重要な路線であるが、いずれの事業区間も現道の線形不良・幅員狭小などから慢性的な渋滞や事故多発等の課題を有している。本事業はいずれもバイパス整備で、これらの課題を解消し、安全で円滑な道路交通の確保を目指すものであり、事業の実施により地域間交流の促進、緊

急輸送道路の機能向上、観光や産業の発展が図られることから事業着手は妥当である。

5 砂防事業

(9) 六甲山系グリーンベルト整備事業（中尾谷ブロック）（神戸市）

この事業は、阪神・淡路大震災により地盤の緩んだ六甲山系において防災樹林などを整備するものであり、この事業の実施により、山麓部市街地の土砂災害に対する安全性が高まることになる。また、緑豊かな生活環境の創出にも資するものであることから事業着手は妥当である。

なお、事業実施にあたっては、環境適合性を重視して自然植生や地域生態系を考慮した樹林整備を図るとともに、行政による適正な管理や地域住民との協働による林地保全活動や利用について今後推進策を検討されたい。

6 街路事業

(10) 都市計画道路 球場前線（西宮市）

(11) 都市計画道路 伊丹飛行場線（昆陽西工区）（伊丹市）

(12) 都市計画道路 朝霧二見線（谷八木工区）（明石市）

球場前線は、阪急西宮北口駅前の街区を構成する重要な路線である。本事業は、踏切交通遮断の解消、踏切事故の解消、阪急西宮北口駅周辺市街地の活性化に資する事業であり、事業着手は妥当である。

伊丹飛行場線及び朝霧二見線は、地域の東西幹線道路として重要な路線である。いずれの事業も広域ネットワークの形成を図り慢性的な渋滞の解消及び歩行者・自転車走行者の安全性向上に資するものであることから事業着手は妥当である。

7 市街地再開発事業

(13) 神田町東地区市街地再開発事業（神戸市）

当地区は、神戸市の西の衛星都心に位置づけられている「垂水駅」北の中心市街地に位置する廉売市場を中心とした地区であり、老朽化した木造建築物が密集し、接道不良宅地も多く、空き店舗が増加している。昭和56年に神戸市が公表した「垂水駅周辺のまちづくり構想」に基づき、垂水駅東地区・西地区の整備が相次いで完成してからは、残された地区の整備がますます重要になっている。

本事業は、生活道路の拡幅やオープンスペースの整備、高層耐火建築物の建築を行い、防災性の向上を図ることはもとより、対面販売もできる魅力ある商業施設や都市型住宅の整備によって、賑わいの創出をめざすものであり、事業着手は妥当である。

なお、補助を行う県は、公益性確保の観点に立ち、効果的な公的空間の確保や周辺環境との調和、あるいは中長期を見据えた地区の賑わいの確保に向け、事業主体に対し、事業の促進を図るため、継続的な助言を行なわれたい。

8 県営住宅整備事業

(14) 五位ノ池住宅建設事業（神戸市長田区）

(15) 尼崎浜住宅建設事業（尼崎市）

(16) 西宮今津住宅建設事業（西宮市）

(17) 姫路西庄住宅建設事業（姫路市）

いずれも、築後39年から45年の、狭小で耐震性が低い老朽化した住宅である。これら事業は、防火・防犯設備を備えた耐火・耐震構造の住宅を整備し、住まいの安全・安心を確保するものである。また、団地住民間だけでなく、周辺住民との交流をめざしたコミュニティプラザなど、ゆとりある共用スペースを創出し、快適な生活空間とするものであり、事業着手は妥当である。

なお、事業を進めるにあたっては、高齢者にやさしい内外空間のバリアフリー化、少子化社会に対応した子育て世帯への配慮、幼児に安全なコミュニティづくりなど、ユニバーサル社会の構築に寄与する良質な住宅ストックの形成に努められたい。また、維持管理の省力化を工夫しつつ、屋上緑化やグラスパーキングの整備など、省エネルギー・環境対策にも先導的に取り組まれたい。

【継続事業】

9 ダム事業

(18) 八鹿生活貯水池建設事業（養父市）

八鹿ダムは、生活貯水池建設事業として平成5年に事業着手したが、共同事業者である養父市が平成18年2月に水道事業の撤退を決定したことで、ダム計画の見直しが必要となった。

平成16年10月の台風23号の被災状況を踏まえながら、円山川上流圏域における治水事業の優先順位を再検討することとなるが、八鹿ダムについては、治水単独ダムとしての必要性はあるものの、緊急性が相対的に低下し、他に優先して河川改修すべき箇所が存在することから、ダム建設の休止が妥当である。